

「中津川市過疎地域持続的発展計画（案）」への 意見を募集します

令和 8 年度からの次期方針として、「中津川市過疎地域持続的発展計画（案）」を作成しましたので、広く市民の皆さまからのご意見を募集します。

■ 募集期間

令和 8 年 1 月 14 日（水曜日）から令和 8 年 2 月 2 日（月曜日）まで

■ 基本方針案の閲覧方法・場所

- ・ 地域づくり協働課（本町分庁舎 1 階）
- ・ 各出先事務所（総合事務所、地域事務所）
※閲覧は、上記募集期間内の 8 時 30 分から 17 時 15 分（土日祝日を除く）
- ・ 市ホームページ
<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/shisei/pr/1/37568.html>

■ 意見を提出できる方

- ・ 市内在住、在勤、在学の方
- ・ 市内に事務所または事業所を持っている方および法人、その他の団体
- ・ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

■ 意見の提出方法・提出先

各閲覧場所と市ホームページに設置の意見様式に、氏名（法人・団体の場合は名称と代表者名）、連絡先、住所または所在地（市外在住の場合は、通勤・通学先の所在地と名称）を記載し、次の提出先にいずれかの方法で提出。

- (1) 郵送 〒508-0041 中津川市本町 2 丁目 3 番 25 号 本町分庁舎
中津川市役所 市民部 地域づくり協働課 宛（2 月 2 日消印有効）
- (2) 直接提出 中津川市本町分庁舎、各出先事務所（総合事務所、地域事務所）
※8 時 30 分～17 時 15 分（土・日曜日、祝日を除く）の業務時間内
- (3) ファクス 0573-65-3338
- (4) 電子メール kyodo[アットマーク]city.nakatsugawa.lg.jp
※上記(2)(3)(4)で提出する場合は、2 月 2 日（月曜日）17 時 15 分までに必着

■ 留意事項

- ・ ご意見に対する個別の回答、電話での口頭による意見の受付は行いません。
- ・ ご意見は内容のみを公表し、氏名などを公表することはありません。
- ・ いただきましたご意見は、その概要とそれに対する市の意見を付して市ホームページで公表します。
- ・ ご記入いただいた個人情報とは今回の目的以外には使用しません。

お問い合わせ先

市民部 地域づくり協働課 定住係 担当者：市川
電話：0573-66-1111（内線 4509）